

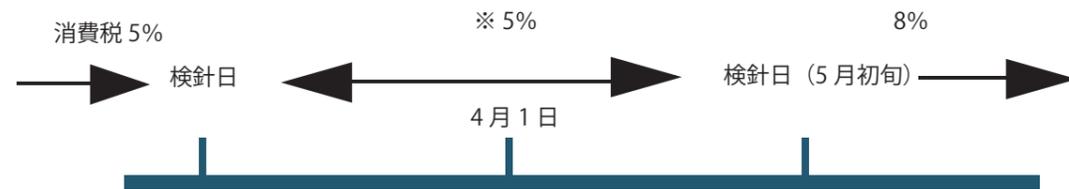
消費税率の引き上げに伴い水道料金等が変更されます

水道料金、下水道使用料の請求金額には、現在5%の消費税が含まれていますが、4月1日以降の検針分からは消費税が8%に引き上げられます。町民の皆さんのご理解をお願いします。

◆問い合わせ 上下水道課 ☎ 585-2997

〔継続使用の場合〕

※ 4月1日以降初めての検針分までは経過措置があり、従来通り消費税5%となります。

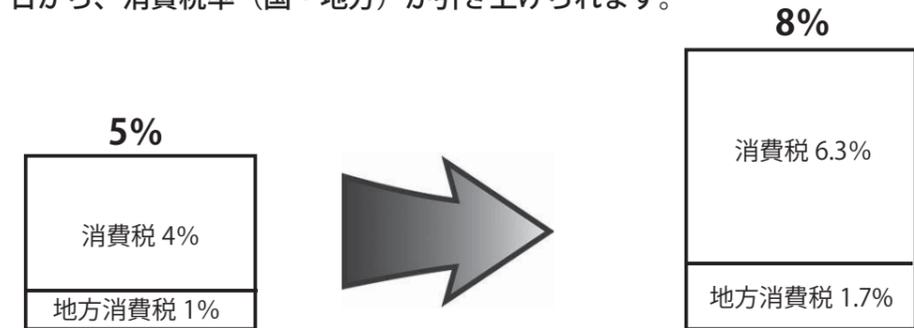


〔新規契約の場合〕



4月からの消費税率（国・地方）の引き上げについて

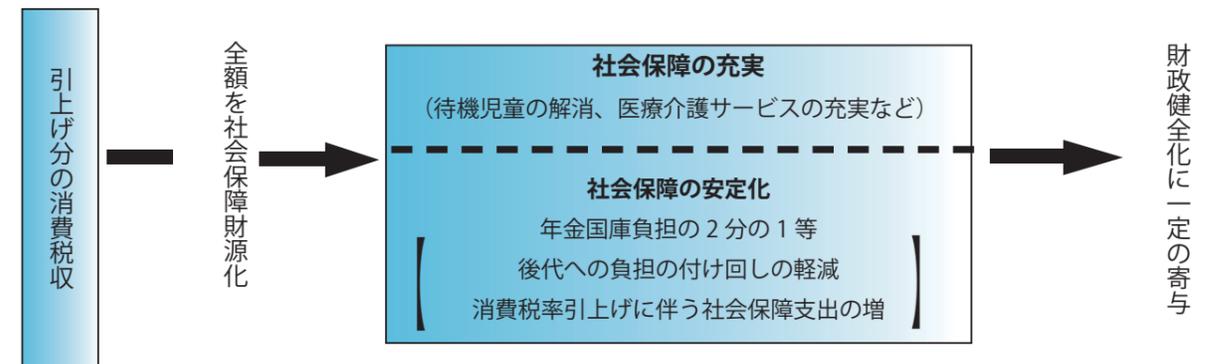
1 4月1日から、消費税率（国・地方）が引き上げられます。



平成 26 年 4 月 1 日～

- ※ 地方消費税とは、国税である消費税と同様に、事業として行った商品の販売、サービスの提供等の国内取引や外国貨物の引き取りに対して課税される都道府県税です。
- ※ 消費税率 10%（消費税 7.8%・地方消費税 2.2%）への引き上げについては、改めて経済状況等を総合的に勘案した検討を行います。

2 引き上げ分の消費税収（国・地方）はすべて社会保障財源化され給付が行われます。



3 円滑かつ適正な転嫁にご理解とご協力をお願いします。

- 消費税率（国・地方）の引き上げに当たって事業者の方々が円滑かつ適正に転嫁できるよう、転嫁、広告・宣伝、価格表示、便乗値上げ等に関する相談窓口を設置しています。ご相談がある方は以下の相談窓口にお問い合わせください。



◆問い合わせ 福島県総務部税務課

TEL : 521-7067 E-mail : zeimu @ pref.fukushima.lg.jp

消費税価格転嫁等総合相談センター 専用ダイヤル：0570-200-123

【受付時間】平日 9:00～17:00（平成 26 年 3 月・4 月は土曜日も受付）

※ お住まいの地域に応じて、以下の通話料金がかかります。

● 固定電話：8.5 円～80 円 / 3 分間、携帯電話：90 円 / 3 分間、公衆電話：30 円～220 円 / 3 分間

H P 上の専用フォーム：<http://www.tenkasoudan.go.jp>（24 時間受付）

国民健康保険加入者で70歳から74歳の皆さんの医療費窓口負担について

平成 20 年度から国民健康保険加入者で70歳から74歳までの皆さんの医療費窓口負担は、軽減特例措置として1割としてきましたが、平成 26 年 4 月 1 日以降は誕生日ごとに右表の予定となります。

なお、平成 26 年 4 月 1 日以前に 70 歳に達した方は、平成 26 年 4 月 1 日以降も引き続き 1 割となります。

誕生日	平成 26 年 4 月診療分 窓口負担割合	平成 26 年 5 月診療分 窓口負担割合
昭和 19 年 4 月 1 日まで	1 割（特例措置）	1 割（特例措置）
昭和 19 年 4 月 2 日から 5 月 1 日まで	3 割	2 割

※一定の所得がある方は、これまでのとおり 3 割負担となります。

◆問い合わせ 保健福祉課
☎ 585-2785

